

## マニュアル廃止の後

株式会社日本総合研究所 理事長 翁 百合

金融庁は昨年 12 月、監督当局として銀行の経営内容を把握する際に活用していた金融検査マニュアルを廃止した。銀行が画一的なルールに従うのではなく、集めたデータに基づき融資先のリスク状況を自らの目で判断し財務に反映させるように促す内容で、金融行政の大きな転換と言える。

バブル崩壊後の 1990 年代以降、金融機関は融資先の経営悪化に伴い多額の不良債権を抱えた。金融庁は 99 年、銀行検査の手引きとして金融検査マニュアルを導入。銀行が速やかに不良債権を処理し経営の健全性を保つよう促す狙いで、債務超過など融資先の経営実態に応じて厳格に損失計上するよう求めてきた。

しかし現在、融資を取り巻く環境は大きく変化した。人口減少や高齢化に直面する地方では、地銀は自らの経営の健全性を保つためにも地元企業の発展が不可欠で、融資先企業と地域の将来像を共に考えていくことが期待されている。銀行には単に企業の経営の悪化度合いを監視するだけでなく、将来性のある事業を見極め、育てる力が求められる。

ここへきて、新型コロナウイルスによる肺炎の感染が拡大、観光客や製造業のサプライチェーン（部品の調達・供給網）に悪影響が出るなど予想外の事態が発生した。多くの企業が打撃を受け、政府は中小企業の資金繰り支援のために日本政策金融公庫による緊急策を打ち出した。

こうした緊急時こそ、民間金融機関は取引先に関する今後の経営の方向を共に考え、機動的に顧客に資金支援するなどの対応をすべきだ。融資先が経営悪化した場合に備える引当金については自らの判断で適切に計上する必要がある。金融庁も金融検査マニュアル廃止の趣旨を踏まえ、銀行の主体的な取り組みを後押しすることが求められる。

2020年2月24日